

命 令 書

再審査申立人 東日本旅客鉄道株式会社

再審査被申立人 国鉄労働組合盛岡地方本部

主 文

本件再審査申立てを棄却する。

事実及び理由

第1 事案の概要

- 1 本件は、東日本旅客鉄道株式会社(以下「会社」という。)の盛岡駅首席助役Y1(以下「Y1首席助役」という。)が国鉄労働組合(以下「国労」という。)盛岡地方本部(以下「組合」という。)所属の組合員X1(以下「X1」という。)に対してなした言動が、国労からの脱退を勧奨した不当労働行為であるとして、平成4年6月1日に組合から岩手県地方労働委員会(以下「岩手地労委」という。)に対し、救済申立てのあった事件である。
- 2 初審岩手地労委は、同5年9月28日、上記Y1首席助役の言動は不当労働行為に当たるとして、会社に対し、今後このような行為を繰り返さないことを誓約する旨の文書の手交を命じた。
- 3 会社は、これを不服として、同年10月12日、初審命令の取消しと救済申立ての棄却を求めて再審査の申立てを行った。

第2 当委員会の認定した事実

1 当事者等

- (1) 再審査申立人会社は、昭和62年4月1日、日本国有鉄道改革法(以下「改革法」という。)等に基づき、改革法第11条第2項に規定する承継法人の一つとして、日本国有鉄道(以下「国鉄」という。)が経営していた旅客鉄道事業のうち、本州の東日本地域(主として東北及び関東地方)における事業を承継して設立された株式会社であり、肩書地に本社を置き、本件初審申立当時の社員数は約8万900名である。

会社は、地方機関の一つとして盛岡支社〔以下「支社」という。ただし、平成2年度までは盛岡支店(以下「支店」という。)]を置き、その下に現業部門として、駅、運輸区、客車区、電力区、信号通信区等置いているが、盛岡駅は、そのうちの一つであり、平成4年4月当時の社員数は約240名である。

- (2) 再審査被申立人組合は、申立外国労及びその下部組織である同国労東日本本部の下部組織で、会社の事業区域のうち、岩手県を中心とする地域で勤務する者等で組織する労働組合であり、本件初審申立当時の組合

員数は約1,820名である。

組合は、その下部組織の一つとして盛岡支部を置き、さらに同支部の下部組織の一つとして盛岡駅とその周辺に勤務する者で組織する盛岡駅連合分会(以下「分会」という。)を置いている。本件初審申立当時の分会所属の組合員数は約110名である。

- (3) 会社には、本件初審申立当時、国労東日本本部以外に、東日本旅客鉄道労働組合(以下「東鉄労」という。)等の労働組合があった。

2 盛岡駅の組織等

- (1) 平成4年4月当時、盛岡駅の組織は、駅長の下に、首席助役を置き、首席助役の下には、総務関係業務を総括する総務助役、輸送関係業務を総括する輸送総括助役、営業関係業務を総括する営業総括助役及び旅行センター所長が置かれ、それぞれの下に担当助役、主任、指導係(総務関係を除く。)、担当の係が配置されていた。また、テレフォンセンター、コンピュータ機器を取り扱うCAD、CFP等の部署があり、それぞれ担当助役が配置されていた。そのほかに、組織的には盛岡駅の所属であるが、盛岡地区全体の現業部門に係る業務の指導を行う盛岡地区指導センター(以下「指導センター」という。)が置かれ、指導センター所長及び助役が配置されていた。

- (2) 当時、盛岡駅には、輸送・運転業務、営業業務及び事務業務があり、このうち営業業務については、営業総括助役の下で、みどり(「みどりの窓口」)・出札、改札、案内、精算等の業務が、また、旅行センター所長の下でセールス業務を行う渉外担当、カウンター接客業務を行うフロント担当、事務整理及び助成業務を行う後方担当に分かれ、団体旅行の募集、宿泊施設の紹介等の旅行業務が、それぞれ取り扱われていた。

3 会社設立後、本件発生に至るまでの労使事情等

- (1) 東鉄労大会でのY2社長発言

昭和62年8月に開かれた東鉄労の大会において、会社社長Y2(以下「Y2社長」という。)は、「今後も皆さん方と手を携えてやっていきたいと思いますが、そのための形としては一企業一組合という形が望ましいということはいうまでもありません。その中には今なお民営分割反対を叫んでいる時代錯誤の組合もあります。」「このような人たちがまだ残っているということは、会社の将来にとって非常に残念なことです。このような迷える子羊を救ってやって頂きたい。皆さんがこういう人たちに呼びかけ、話し合い、説得し、皆さんの仲間に迎え入れて頂きたいということで、名実ともに東鉄労が当社における一企業一組合になるようご援助頂くことを期待する。」などと挨拶した。

- (2) 支店及び盛岡駅における労使事情

イ 会社発足後、支店及び盛岡駅においては、管理職らによる次のような発言がなされていた。

- (イ) 昭和63年1月6日の地域間異動に関する現場長会議において、支

店のY3次長は、「ダダをこねた者が最後に本務ではダメだ。国労以外ならどこでも良い。」「生首では切らないが、徹底して国労と他組合員との差を付けろ。」「意識改革問題も考慮し五月雨式に随時、異動を実施していく。」「ターゲットを決め、徹底してやれ。」「助役全員1人以上の脱落者を決め、書いて出せ。」などと述べた。

(ロ) 同年4月7日、当時の盛岡駅首席助役Y4は、国労組合員X2及び同X3に対し、「国労は考え方が全然違って、会社を潰してもいいという考え方であり、会社の中に何を求めるのかが何もない。」旨述べた。

(ハ) 同年9月、当時の盛岡駅のY5駅長とY6輸送総括助役は、駅長室において、国労組合員X4に対し、「お前は、組合の役員をやっているそうだが、いつまでも続けていく気か。そんなのをやっていたって何の得もないぞ。」と述べた。

(ニ) 同年10月4日、当時の盛岡駅運転主任Y7(以下「Y7」という。)と輸送係Z1は、「アメリカンインポート」でレジを閉めていた営業係X5(以下「X5」という。)に対し、「駅長が心配してた。」「変わった方が良い。店長をやっている国労でよいのか。」などと述べた。

(ホ) 同月19日の勤務終了後、当時の盛岡駅総務助役Y8と直営店「ジャスター」総括助役Y9は、旅行センター分室隣の「アメリカンインポート」の事務所で、X5に対し、「会社に反対だけしている組合では、今後何も良いことがないし、将来、自分のためにならない。」旨述べた。

(ヘ) 平成2年5月から7月にかけて、計8回にわたり、当時の盛岡駅総括助役Y10、輸送主任Y7及び首席助役Y11(以下「Y11」という。)は、同駅新幹線ホームのコーヒーショップに勤務する国労組合員X6と「わあるどいんぽーと」勤務の同組合員X7に対し、「電力区に帰りたくなければ、組合を変われ。」「変わった場合と、そうでない場合とでは将来を含めて全然違うぞ、よく考えろ。」などと述べた。

(ト) 同4年12月18日に開催された指導センター主催の第8回地区連絡会(指導センターのメンバーと盛岡地区に属する助役、現場長が出席する。)で配付された資料に、「連絡事項」として、「意識改革社員、今年度3人目、12月1日付盛岡第二信通区電気係X8」と記載されていた。

なお、上記の地区連絡会で意識改革社員として報告されたX8の国労からの脱退届が、東鉄労盛岡地方本部から、同月2日付けで組合に送付されていた。

ロ また、本件以外にも、組合は、支店の当時の電力区長らが国労組合員に対してなした言動が、国労からの脱退勧奨をした不当労働行為で

あるとして、昭和63年2月19日に、岩手地労委に救済申立てを行った(岩手地労委昭和63年(不)第2号事件)。同地労委は、上記言動が不当労働行為に当たると判断し、救済命令を発したところ、会社はこれを不服として、平成元年11月24日、当委員会に再審査を申し立てた(中労委平成元年(不再)第115号事件)。当委員会は、同10年5月20日、初審命令を維持して、会社の再審査申立てを棄却した。

なお、会社は、上記事件について、同年7月14日、東京地方裁判所に行政訴訟を提起した。

(3) 盛岡駅及び旅行センターにおける国労組合員数の状況

盛岡駅における国労組合員数は、昭和62年11月時点で、社員数約250名に対し約110名であったが、平成4年4月時点では、社員数約240名に対し約70名と減少した。

また、そのうち旅行センターにおける国労組合員数は、昭和62年4月時点で、社員16名に対し6名であったが、平成元年4月時点では、社員15名に対し1名となり、同3年6月以降は、X1が同4年4月1日付けで担当になるまで国労組合員はいなかった。

4 本件の具体的事実

(1) 盛岡駅における担当業務変更の手続き

盛岡駅においては、社員の担当業務の指定、変更等は、盛岡駅長の権限で、同駅長が現場長として、毎月25日までに翌月分の勤務指定先を公表して、各社員の勤務について指定する「勤務指定」により行うこととなっていた。そして、通常、人事異動又は各部署間の配置換えを伴うような場合については、首席助役と各総括助役が、各部署の要員状況や社員の適性等を踏まえて原案を作り、駅長が勤務指定を決定していた。また、勤務指定の変更については、通常、直属の各総括助役が、その執務場所に本人を呼んで直接告知することとなっていた。

(2) 平成4年4月1日付けの盛岡駅における人事異動等

イ 支社は、平成4年4月1日から、新規施策として、旅行業の効率的かつ効果的な業務体制を推進するために営業の拠点化、集約化を行い、広域的な営業基盤の強化を図ることを目的とした「旅行業体制の拠点化」及び「JR東日本テレフォンセンター(以下「テレフォンセンター」という。)の回線増強」を実施するとともに、子会社として「株式会社ジャスター(以下「ジャスター」という。)」を設立することとし、同年3月10日頃、盛岡駅長に対し、旅行センターの要員増についての具体的な人選を行うよう指示した。

ロ 同駅長は、この指示に基づき、旅行センターの要員を23名から34名に、テレフォンセンターの要員を17名から28名にそれぞれ増員するとともに、ジャスターへ30名を出向させることとし、一般の人事異動等と併せ、同年4月1日付けで53名の人事異動及び20名程度の担当業務の変更を行った。

旅行センターの要員充足については、Y1首席助役がX1の上司であるY13営業総括助役(以下「Y13助役」という。)Y14盛岡駅旅行センター所長(以下「Y14所長」という。)と3回程打合せを行った。

その際、X1は、過去に旅行センターを経験していたこと及び実績もあることから、Y13助役及びY14所長の推薦で同年4月1日付けで旅行センターでの勤務が指定されることとなった。

なお、同年4月1日付けで新たに旅行センターに勤務することとなった社員は、次のとおりであった。

| 担 当 | 性別 | 年齢 | 旅行センター 経験の有無 | 国内旅行業務取扱 主任者資格の有無 | 備考 |
|------|----|----|-----------------|----------------------|-----|
| 助 役 | 男 | 40 | 有 | 有 | X 1 |
| ” | ” | 38 | ” | ” | |
| 渉 外 | ” | 51 | ” | 無 | |
| ” | ” | 32 | ” | ” | |
| フロント | ” | 39 | 無 | ” | |
| ” | ” | 37 | ” | ” | |
| ” | ” | 37 | 有 | 有 | |
| ” | ” | 32 | ” | ” | |
| ” | ” | 29 | 無 | ” | |
| ” | ” | 29 | ” | 無 | |
| ” | 女 | 18 | ” | ” | |

(3) X1の経歴等

イ X1は、昭和36年9月、国鉄に試用駅手として採用され、沼宮内駅、陸中花輪駅勤務を経て、同43年10月から盛岡駅に配置された。同駅で、X1は、同55年6月から同63年1月に営業(みどりの窓口)の担当となるまで約7年半の間、旅行センターに勤務した。X1は、営業に移ってからも、同センターに勤務していたときの顧客の要望等もあり、増収活動の一環として、同センターからの要請を受けて同センターの仕事である募集、添乗の仕事を行うことがあった。なお、X1は、平成3年度中に、同センターの要請を受けて、団体旅行の添乗業務に5回従事している

X1は、上記添乗業務を行うに当たって、上司から添乗をやめるように、或いは控えるようにとの指示を受けたことはなく、営業に勤務するようになってからも、健康上の理由等で勤務上の特段の配慮を受けたことはなかった。

ロ X1は、昭和53年頃、自転車で走行中に転倒して50日間ほど入院したことがあり、同56年3月頃から、その後遺症のため、病院に定期的に通院するとともに薬を服用していた。なお、医師からは、この後遺症について、定期的な治療と薬の服用により、症状をコントロールで

きるので仕事に影響はないと言われていた。

X 1 は、旅行センターの担当であった同62年11月頃及びみどりの窓口の担当であった平成2年6月頃の2回、勤務中に意識が薄れたことがあり、その際、救急車で病院へ運ばれたことがあった。なお、昭和62年に意識が薄れた時には、当時の上司から「自動車の運転は控えるように。」と指示され、また、渉外業務は2人体制で行うようになったが、それ以外に健康上のことについて会社から指示を受け、あるいは報告を求められたことはなかった。

ハ X 1 は、昭和36年頃、国労に加入し、盛岡駅勤務となってからは、分会副委員長等の役員歴があるが、平成4年4月1日時点では、役員ではなかった。

なお、X 1 は、昭和61年夏頃、当時の盛岡鉄道管理局労働課企画係長 Y 15 から、さらに、同62年及び平成元年には、当時の盛岡駅 Y 11 総務助役から、いずれも数回にわたり、国労を脱退するよう働きかけられたことがあった。

(4) 平成4年4月1日付けのX 1 の担当業務の変更

イ X 1 は、平成4年3月24日、勤務終了後、Y 13 助役からみどり・出札の事務室の隣の別室に呼ばれ、「X 1 君は前にも旅行センターに勤務した関係で実績もあるし、旅行センターに再度推薦したいと Y 1 首席に私から言いました。」「今度、4月1日付けで旅行センターに配属になると思います。」などと伝えられた。

ロ X 1 は、その後、4月1日からの旅行センターの勤務について何の指示もなかったので、3月31日、旅行センターに行ったところ、Y 14 所長から「4月2日の午前9時30分までに出勤するように。」との指示を受けた。

ハ X 1 は、4月2日、指示どおり旅行センターに出勤した。当日は、職場にロッカー、机は用意されておらず、勤務について特段の指示も行われなかった。同日午後5時30分頃、X 1 は、Y 1 首席助役から電話で勤務終了時刻を聞かれた上で、「昔話をしながら一杯飲もうじゃないか。」と誘われ、承諾した。

Y 1 首席助役は、昭和42年4月、国鉄に採用され、同45年4月から盛岡駅に配置され、同49年3月から八戸駅勤務を経て、同50年2月から盛岡鉄道管理局総務部人事課に勤務した。同62年4月の会社発足以降は、支店総務課、支社総務部人事課等に勤務し、平成3年2月から盛岡駅首席助役となり、同5年2月に宮古駅長に転出するまでの2年間、同職にあった。なお、首席助役は、駅長の補佐及び代理、部下・助役の指導等を主な業務としていた。

なお、Y 1 首席助役は、昭和48年6月から同49年3月、八戸駅に転出するまでの約9か月間、盛岡駅でX 1 と同じ営業係で出札担当として働いたことがあったが、その後、X 1 と個人的な交際はなく、一緒

に酒を飲んだり、二人だけで話をするようなことはなかった。また、職制上も、平成4年4月当時、Y1首席助役とX1の間には、旅行センター所長(又は営業総括助役)、助役、営業主任の各職制が配置されていた。

ニ X1とY1首席助役は、午後6時40分頃から、盛岡駅前の居酒屋「かかし」で飲食しながら、野球のこと、家族のことなどについて話をした。約2時間近く経過し、それらの話が終わった後、Y1首席助役が、X1に対して、「変わる気持ちはないか。」旨発言したため、X1は、「首席の御期待に添えず申し訳ございません。」と返答したところ、Y1首席助役はさらに「それではあなたとはお別れですね。」と発言したので、X1は「私は別れるつもりはありません。首席が別れるなら仕方ありません。」と答えた。午後8時20分頃、X1は、Y1首席助役から「もう一本とるか。」と言われたが、「帰ります。」「今日は割り勘にしましょう。」と言って、2,000円を同助役に渡し、先に席を立った。

なお、当時、国労組合員に対して、管理職から脱退の働きかけが行われる際、国労という言葉を使わず、ほとんど「変わる気はないか。」「変われ。」等の言い方がなされていた。

ホ X1は、「かかし」を出た後、盛岡市八幡町のスナック「幸子」に行き、日詰駅で勤務中のX9(以下「X9」という。)に電話をして、「旅行センターを出されるかもしれない。」「会いたい。」などと話した。X1は、午後10時30分頃、「幸子」でX9と会い、Y1首席助役との飲食時の様子を話した。これに対しX9は、「やっぱりな。」「おれも盛岡駅にいたから、国労は旅行センターに置かないという話は聞いていた。」などと述べた。

なお、X9は、X1と一緒に3年間ぐらい旅行センターで勤務していたことがあり、国労の同じ分会に所属していた。

ヘ X1は、翌3日の朝、かつての上司であり盛岡駅の地下デパート「パルモ」に勤務しているZ2(以下「Z2」という。)に電話をして、「私をパルモの改札に使っていただけませんか。」「退職してもいいです。」などと相談した。X1は、その後、旅行センターに出勤したが、職場では、前日同様、勤務について特段の指示は行われなかった。

(5) 平成4年4月6日付けのX1の担当業務の変更

イ X1は、4月3日午後6時頃、帰宅しようとしたところ、旅行センターのY16助役(以下「Y16助役」という。)から、「何かあったんですか。」と問いかけられるとともに、「X1さんは4月6日から勤務箇所が変わるかもしれないということを話してくれと、所長から言われました。」などと伝えられた。これに対し、X1は、Y16助役に前日のY1首席助役とのやりとりを話し、「今度は、どこですか。」と聞く

と、Y16助役は、「わかりません。申し訳ございません。」と答えた。

- ロ X1は、同月4日及び5日は特別休暇で休みだったが、指定券を頼まれていたため、4日午前8時30分頃、盛岡駅のみどり・出札の事務室に出向いたところ、たまたまY13助役に出会ったことから、「なぜ国労が悪いんですか。なぜ国労は旅行センターに置かれないのですか。前日、旅行センターのY16助役に4月6日に勤務が変わるかもしれないということをおっしゃいました。私は国労であって、どうして国労が悪いのか納得がいきません。」などと質問したところ、Y13助役は、「何もそんなことはわかりませんでした。申し訳ございません。このことを首席と駅長にお話します。」と答えた。

また、同日午後8時20分頃、Y13助役は、X1の自宅を訪ね、「きょうは大変申し訳ないことをしました。何も言うことはありません。ただ、申し訳ないの一言です。」などと述べた。これに対し、X1は、「きょうは何もいうことはありません。4月6日の出勤のときに駅長とも話をしたいので、そのときに話をしますから、きょうは帰ってください。」と答えた。

- ハ X1は、同月6日、旅行センターで盛岡駅長Y17(以下「Y17駅長」という。)に会ったので、話をしたい旨伝え、同駅長もこれに応じたので、二人は、駅長室で1時間ほど話をした。

この際、X1は、同駅長に同月2日以降の経緯を詳しく説明し、「なぜ、旅行センターから2日間出されなければならないのですか。」「なぜ、国労は旅行センターに置かないのですか。」などと質問したところ、同駅長は、「私は『都南村民号』に初めて添乗したときに、添乗は非常に大変だなと思いました。」「X1君の体のことを考えて、今までの営業で働くのが一番体のために良いと思います。」などと答えた。

- ニ X1は、Y17駅長と話をした後、Y13助役から、「みどりで働くか。改札で働くのか。」と聞かれたので、改札を希望し、同月6日付けで在来線の改札業務を担当することとなった。この際、同助役は、X1に健康問題に関しては何も聞かなかった。また、この時点で、旅行センターでのX1の補充については決まっていなかった。

なお、4月途中で担当業務が変更になった社員は、X1を含め9名であるが、そのうち同月1日付け発令者が再度変更となった者は、X1のほかは1名だけであり、しかもこの1名については営業推進チームへの変更であった。

第3 当委員会の判断

1 会社の主張

会社は、初審命令には事実認定及び判断に誤りがあり、本件救済申立は棄却されるべきであるとして、次のとおり主張する。

- (1) 平成4年4月2日のY1主席助役のX1に対する発言について初審命

令は、平成4年4月2日、Y1 主席助役は、居酒屋「かかし」において、X1 に対し、「変わる気持ちはないか。」などと発言し、国労からの脱退を勧奨する発言をしたと判断するが、そのような事実はない。

(2) Y1 主席助役がX1 を飲食に誘った理由について

初審命令は、Y1 主席助役とX1 は、約20年前の一時期同じ職場にいたが、その後には交際はないこと、Y1 主席助役は、結局のところ、担当業務の変更をX1 に伝えられなかったが、これは首席助役の行動として通常考えられないこと、X1 の担当業務の変更は、旅行センターのY16 助役によってX1 に伝えられたが、X1 の担当業務の変更理由は伝えられなかったこと等から、Y1 主席助役がX1 の担当業務の変更を伝えようとして「かかし」に誘ったとのY1 主席助役の証言は、信憑性に欠ける故、再審査申立人の主張は、採ることができない旨説示する。しかしながら、担当業務を変更させる理由が秘匿を要する健康問題であるため、その処理を直接の上司であるY13助役及びY14所長がY1 主席助役に依頼して、事前に本人に誤解のないように伝えようとしたものであるが、約2時間余り、懐かしい話で盛り上がったところに水を差す話題を差し控えていたところ、X1 が帰ると言ったため、話半ばで散会となったから伝えられなかったのもあって何ら特異なことではない。また、Y16助役がX1 に担当業務の変更のみを伝えたのは、理由については秘匿を要することから、同助役に伝えられていなかったからである。

(3) 飲食後のX1 の行動

X1 は、「かかし」でのY1 首席助役との飲食後、元同僚のX9 に電話を掛け「旅行センターから出されそうだ。」と告げ、八幡町の飲食店「幸子」で落ち合っている。また、翌日には、かつての上司であったZ2 に電話を掛け相談を行っている。初審命令では、これらのX1 の行動は、脱退の働きかけを受けたX1 が、そのことに動揺し、抗議するためのものと解するのが相当であると説示する。しかしながら、X1 は、Y1 首席助役の話の端々から健康上の理由から担当業務を変更するという真の意図を察知したから、「旅行センターから出されそうだ。」というような発言になったものである。なぜならば、同人は過去にも脱退勧奨を受け、その際、動揺し抗議した気配がなく、Y1 首席助役から脱退勧奨を受けて動揺するなどという論理はおかしいからである。

(4) X1 の担当業務の変更理由について

X1 の担当業務の変更は、次のとおり、X1 の健康上の理由によるものである。

イ X1 が、平成4年4月6日、担当業務が変更されたことについてY17 駅長に、「なぜ旅行センターで勤務させないのか。」と質問したところ、同駅長は、「X1 君の体のことを考えてのことだ。」と答えている。

ロ X1 は、その診断書記載のとおり、投薬経過観察の必要な健康状態にあった。この点について、初審命令は、そもそも会社はX1 の健康

状態をあまり重大とは受け止めていなかったのではないかという疑問が生じ、X 1 の担当業務の変更が、同人の健康上の理由によるものであるとの会社の主張は採用することができないとする。しかしながら、盛岡駅においては、X 1 の病名等については、本人のことを考えて一部関係者以外には漏れないようにしており、さらに、当時の首席助役等上司は、同人に対して、自動車運転を避けるように密かに注意しており、旅行センター渉外を二人体制にしたり、また、昭和63年1月27日からは、旅行センターから営業(みどりの窓口)に担当業務を変更する等の対応をしてきた。また、X 1 が旅行センターから営業に担当業務が変更になった時期以降、同人の上司や同僚は、人事異動により、同人の健康状態を知らない者が多くなっていた。

ハ 初審命令は、X 1 は、平成3年度中に、団体旅行の添乗業務に5回従事しているが、X 1 に添乗業務を命ずるに際し、会社はX 1 の健康問題を考慮した事実はない故、X 1 の担当業務の変更は、その健康上の理由という主張は採ることはできないとする。しかしながら、当時、営業(みどりの窓口)の担当業務をしていたX 1 の添乗については、旅行センターの要請による補助者としての添乗であり、旅行センターで行っている業務内容の一部の助勢であって、しかも、年間たったの5回にすぎないものであった。

(5) 担当業務の変更手続き及びその経緯について

イ 初審命令は、通常担当業務の変更は、首席助役と総括担当の助役等が原案を作成することとされ、平成4年3月における旅行センター要員の人選の際も、Y 1 首席助役は、Y 13助役やY 14所長と打合せを行っていたのに、同年4月6日付けのX 1 の担当業務の変更の際は、Y 1 首席助役がY 14所長らと協議を行ったという事実は認められないし、変更先についても変更の当日に決定されたこと等をみれば、X 1 の担当業務の変更は、通常の手続きによらずになされたと述べる。しかしながら、勤務指定実施に当たり、盛岡駅内においてX 1 の健康について過去の状況を知る者から、常時単独で渉外活動や添乗等を業務内容とする場所への担当業務の指定を危惧する声が生じた。そこでY 13助役は、同年4月1日に初めてY 1 首席助役へX 1 の健康状況を伝えたのである。そして、Y 14所長とY 13助役は、4月分の勤務指定の原案作りの打合せの際に共々、X 1 を旅行センターに推薦していたことから、対処方は、首席助役と盛岡駅長の判断と処置に任せることとしたのである。このような経緯から、X 1 の担当業務の変更については、当然のことながら、改めてY 14所長やY 13助役と打合せを必要としなかったのである。また、旅行センターからの変更であれば旧担当の営業に戻るだけであり、格別変更後の行き先を定めておく必要も認めなかったのである。

ロ また、初審命令は、平成4年4月途中で盛岡駅で担当業務が変更

なった社員は9名いたというが、4月に新たな業務を担当し、再び4月途中で他の担当業務に変更となった社員は、X1を含めて2名だけであり、しかもX1以外の1名は、営業推進チームの発足に伴う担当業務の変更であったから、X1の担当業務の変更は、異例な取扱いであったと述べる。しかし、月途中における担当業務の変更は、社員の健康状態、業務の変更等が生じた場合の処置であり、多人数に及ぶことはまれである。

2 よって、以下判断する。

(1) 会社における労使事情等について

前記第2の3(1)認定のとおり、会社設立後、会社においては、東鉄労の大会に出席したY2社長が会社の方針に反対している国労を批判し、一企業一組合が望ましい旨の国労を嫌悪する発言がなされ、また、同3(2)認定のとおり、その後、支店及び盛岡駅においても、管理職らから国労の組合員に対し、国労を批判し、国労からの脱退を示唆する言動が度々行われ、助役、現場長が出席する会議において、国労を脱退したばかりの社員を「意識改革社員」として報告していることなどが認められる。さらに、同3(3)認定のとおり、盛岡駅における国労組合員数は、会社設立以降、大幅に減少していることが認められる。

以上のようなことからすれば、会社においては、会社と国労が厳しく対立する関係にあり、また、支店及び盛岡駅においても、管理者と国労組合員との間において同様の状況があったことが認められる。

(2) 本件Y1首席助役のX1に対する言動について

イ 「かかし」でのY1首席助役の発言について

前記第2の4(4)ハ認定のとおり、Y1首席助役は、X1とは20年近く前に一緒の職場で働いたことがあるのみで、その後、個人的な交際などなかったにもかかわらず、平成4年4月2日、X1が、旅行センターに出勤した初日に、突然、勤務終了後、飲食に誘っており、このことは何らかの特別の意図があったのではないかと疑わしめる。また、会社は、Y1首席助役は、X1に対し担当業務の変更を告げるつもりで誘ったところ、話半ばで散会となり伝えられなかったと主張するが、X1本人にとっても重要な業務上の話をするのに、あえて居酒屋を選ぶことは不自然であり、また、首席助役の立場にある者が、わざわざ普段個人的付き合いのない部下を飲食に誘いながら、結局、本来の目的であった担当業務の変更をX1に伝えられなかったとは、通常、考えられない。

さらに、同4(4)ホ認定のとおり、X1は、Y1首席助役との飲食後、「かかし」を出た後、スナックから元同僚のX9に電話を掛け、「旅行センターを出されるかもしれない。」などと話していること、翌朝、元上司のZ2に再就職の相談をしており、かなり動揺していたことが窺われること、その後、同4(5)認定のとおり、Y16助役から、旅行セ

ンターから勤務箇所が変わるかもしれないと伝えられ、Y13助役に対し、「なぜ国労が悪いんですか。」などと質問し、Y17駅長に対し、「なぜ、旅行センターから2日間に出されなければならないのですか。」、「なぜ、国労は旅行センターに置かないのですか。」などと質問しており、担当業務が旅行センターから変更になることと自分が国労に所属していることとの関係を問い質している。

以上のことからすると、X1は、「かかし」において、Y1首席助役から国労からの脱退を勧奨し担当業務が旅行センターから変更されることを予想させるような発言を受けて動揺し、その後、さらにこれが現実となったことから、Y13助役らに抗議するに及んだものとみるのが相当である。

ロ 平成4年4月6日付けのX1の担当業務の変更について

会社は、X1が平成4年4月6日付けで旅行センターから担当業務が変更されたことについて、X1の健康上の理由によるものであると主張する。

しかしながら、これについては、①前記第2の4(2)ロ認定のとおり、平成4年3月における旅行センター要員人選の際には、Y13助役及びY14所長が、X1を、もっぱらその経験と実績を評価して推薦しており、その際には、X1の健康問題を忘れていたとのY13助役の証言は措信し難く、仮にそれが事実であったとすれば、Y13助役らはX1の健康問題をそれ程重要視していなかったのではないかとの疑念を抱かせること、②同4(3)ロ認定のとおり、X1は、昭和53年頃、自転車による転倒事故で入院して以来、同56年3月頃から、その後遺症が発症するようになり、旅行センターの担当であった同62年11月頃及びみどりの窓口の担当であった平成2年6月頃の2回勤務中に意識が薄れ、救急車で病院に運ばれたことがあり、会社は、昭和62年のときには、渉外業務を2人体制にする等の対応をとり、さらにその後、みどりの窓口を担当業務を変更した事実が認められるものの、平成2年のときには、X1の業務について特段の配慮をしたことの疎明はなく、X1は、みどりの窓口の担当となっても、旅行センターからの要請で、添乗等の業務に従事していたことが認められるのに対し、本件担当業務の変更については、会社は、X1の健康状態に特段の変化がなかったにもかかわらず、同4年4月1日付けでわざわざ変更した担当業務を、一週間足らずのうちに再度変更していること、③健康上の問題から、急遽X1の担当業務を変更する必要があったのであれば、それは正当な理由として、同4(1)認定のとおり、本来、Y1首席助役がY14所長らと話し合いを行い、直属の上司であるY14所長からその旨話があつてしかるべきところ、そのような事実は認められないこと、④同2(2)認定のとおり、旅行センターは、渉外担当、フロント担当、後方担当に分かれており、仮に、X1の健康問題が生じたとしても、同セ

ンター内での対応が可能であると推測されるにもかかわらず、いったん旅行センターへの勤務指定を行った後、本人に健康状況等を確認すること無く、2日間の勤務後、担当業務を変更していること、⑤同4(5)ハ及びニ認定のとおり、変更の理由についても、変更当日、X1の質問に対し、Y17駅長が初めて健康上の理由であることを告げており、変更先についても、変更当日になって決定されていることなど、こうした会社の対応は一貫性が無く不自然であり、X1の担当業務の変更は同人の健康上の理由によるとする会社の主張は採用できない。

ハ 結論

これらと上記(1)判断の労使事情を併せ考えると、Y1首席助役は、平成4年4月2日、「かかし」においてX1に対して、担当業務を変更することを示唆しながら、「変わる気持ちはないか。」旨の国労から脱退を勧奨する発言を行ったと認めるのが適当であり、Y1首席助役の本件発言を支配介入の不当労働行為に当たるとした初審判断は相当である。

以上のとおりであるので、会社の本件再審査申立てには理由がない。

よって、労働組合法第25条及び第27条並びに労働委員会規則第55条の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成10年11月18日

中央労働委員会

会長 花見 忠 ⑩